

# 地域の拠点強化支援事業費補助金の募集について

農産物等直売所（以下「直売所」という。）は、農山漁村地域の地域経済循環の中心となり、様々な拠点としての役割が期待されています。今後、地域の拠点として機能していくためには、その運営体制・設備の強化を図る必要があることから、直売所が自ら計画・実施する「新たなチャレンジ」に係る経費を補助します。

## 1 補助事業の概要

### (1) 対象となる取り組み

直売所が自ら計画・実施する「新たなチャレンジ」。

### (2) 対象者

県内に本店を有する農産物等直売所において、組織運営に関する規約等を有し、次のイからハのいずれかに該当するもの。

ただし、販売者が常駐しない施設及び農林漁業者、出荷組合等を有さない施設を除く。

イ 経営者・運営者

ロ 指定管理者

ハ 出荷組合 ※ロ、ハについては、組織運営に関する規約等を有する団体を指します。

### (3) 補助率

1 / 2（上限：500千円）

### (4) その他

補助対象となる事業例は、別表1のとおりです。

※なお、交付要件の詳細は「地域の拠点強化支援事業費補助金交付要綱」別表1をご覧ください。

## 2 募集期間

令和6年11月29日（金）まで（先着順で審査します）

審査により支援対象者が決定した時点で募集を締切りますので御承知願います。

※募集状況は、以下 URL（県ホームページ）に掲載します。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nariwai/tyokubaijosienr6.html>

## 3 申請

### (1) 申請方法

本事業の事業計画の承認を申請する事業者（以下「申請者」という。）は、同要綱の別記様式第1号により以下申請先に提出してください。

### (2) 申請先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 10階 農山漁村なりわい課（6次産業化支援班）

TEL：022-211-2242 E-mail：nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp

## 4 審査

申請いただいた事業計画を審査する基準は別表2のとおりです。

## 5 交付決定時期

書類審査終了後（申請から3週間程度）

## 6 補助金の交付

実績報告の確認を行い、補助金の額の確定後に補助金を交付します。

別表 1

補助対象となる事業内容	
<p>本事業の目的に照らし、直売所が農山漁村地域の地域経済循環の中心となり、地域の様々な拠点としての機能を強化・習得するために、新たにチャレンジする事業内容。</p> <p>なお、「新たに」とは、これまで実施していない取組や既存の取組を根本的に改善するものを指す。</p>	
具体的な例	
課題	取組
《ソフト》 ・人材不足が慢性化 ・経営状況が悪化 ・出荷基準がバラバラ	→専門家に社内環境を分析してもらい、環境改善及び採用計画を実行する →専門家に経営分析を依頼し、経営改善計画書を作成する →専門家による商品出荷ルールの特文化、研修会の実施
《ハード》 ・支払方法が現金のみ ・防災対策が希薄 ・来客者数が少ない	→キャッシュレス決済端末の導入による新たな客層の獲得 →日常的に使用でき、非常時には災害用具として活用できる備品の購入 →宅配 BOX やギフト発送コーナーの導入による新たな来場目的の創出

別表 2 (事業実施計画に対する採点の基準)

採点項目及び採点基準		配点		
事業内容の妥当性	(1) 申請内容が交付要綱の要件を満たし、「新たなチャレンジ」であるか。	5点	0点	
	(2) 事業計画の内容が地域や経営の課題を踏まえたものとなっているか。	5点	3点	1点
	(3) 「(2)」の課題は、申請者が優先的に取り組むべきものであるか	5点	3点	1点
	(4) 事業計画が「(2)」の課題を解決につながるものとなっているか。	5点	3点	1点
	(5) 当該事業の実施体制及び実現性は優れているか。	5点	3点	1点
	(6) 申請者の経営状況は健全であるか。	5点	3点	1点
発展性	(7) 当該事業により、地域の発展は期待できるものとなっているか。	10点	8点	
	(8) 地域の先進的なモデルとなり得る取組であるか。	5点	3点	1点

別表 3 スケジュール予定

時期	申請者	やり取り	県なりわい課
9月～11月	事業計画書を提出	→	審査①
	事業の承認結果を確認	←	審査結果①
	承認の場合、交付申請書類を提出	→	審査②
	(事前着手が必要な場合：事前着手申請書を提出)	→	(受領)
申請から 3週間程度	交付決定の可否を確認	←	審査結果②
	事業着手		
			適宜状況確認
	事業完了		
～2月	実績報告書を提出	→	審査③
	額の確定	←	審査結果③
	請求書等を提出	→	事務手続き
3月	補助金受領	←	補助金交付
毎年4月	事業実施の翌年度から3年間事業による効果を報告	→	